



消費税に関する条例を可決しました

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について

笠岡市漁港管理条例の一部を改正する条例について

笠岡市水道条例の一部を改正する条例について

Q どういう議案なの？

A

○消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正しました。

使用料等の算定方法（第1条から第7条まで関係）

（第1条笠岡市公共下水道条例の一部改正）

（第2条笠岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

（第3条笠岡市道路占用条例の一部改正）

（第4条笠岡市道路及び普通河川等管理条例の一部改正）

（第5条笠岡市港湾管理条例の一部改正）

（第6条笠岡市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正）

（第7条笠岡市準用河川条例の一部改正）

改正した後	改正する前
100分の110	100分の108

○笠岡市漁港管理条例の一部を改正する条例

上記の理由に加え、漁港の有効活用をさらに推進するために改正しました。

占用の許可等（第12条第3項関係）

改正した後	改正する前
10年	5年

占用料（別表第1及び別表第2関係）

改正した後	改正する前
100分の110	100分の108

○笠岡市水道条例の一部を改正する条例

上記の理由に加え、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正をしました。

給水装置工事負担金及び上水道料金（第14条の2及び第31条関係）

改正した後	改正する前
100分の110	100分の108

手数料（第39条関係）

指定給水装置工事事業者登録更新手数料を設けることとしました。

※施行期日は、いずれも令和元年10月1日です。

議会棟内は禁煙になっています



健康増進法の一部を改正する法律が2019年7月に施行されましたが、議会棟内は、法律の施行に先駆けて4月から建物内禁煙としています。